

I. 注釈

【PEPs】

PEPsとは「国内又は外国の政府等において重要な地位を占める者」及び「国際機関において重要な公的地位を占める者」を指し、具体的には次に該当する方です。

1. 次の「国内及び外国政府等において重要な公的地位にある者」に該当する方

- 国家元首
- 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2. 「国際機関（*1）において重要な公的地位（*2）にある者」に該当する方

（*1）国際機関とは、「条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体をいいます。

（例）国際連合（UN）、国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）、世界貿易機関（WTO）等

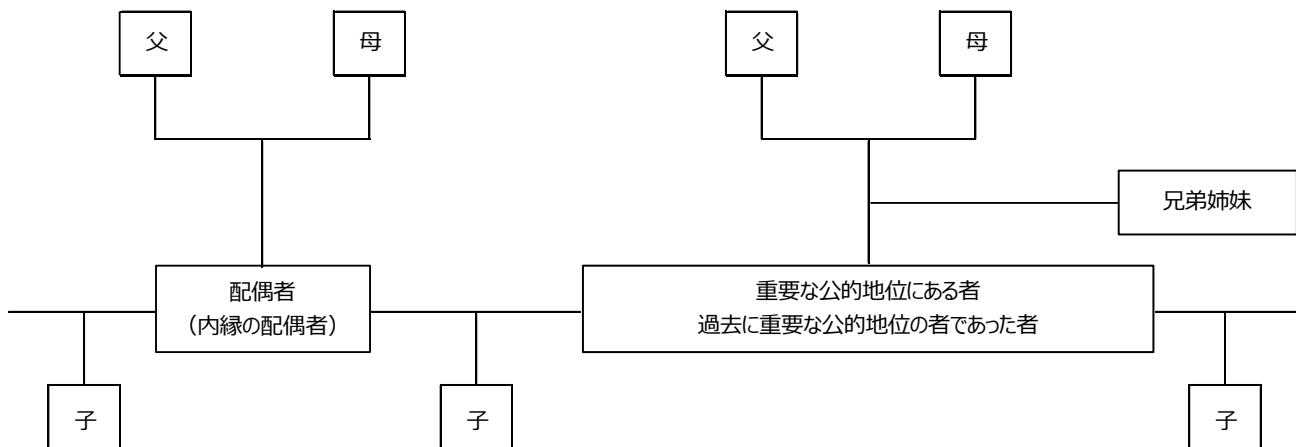
（*2）重要な公的地位とは、機関の長官、副長官、理事会及びそれと同等な委員会のメンバーなどの上級管理者をいいます。

3. 過去に上記1及び上記2であった方

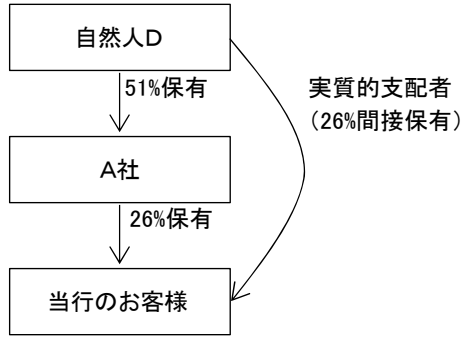
4. 上記1、上記2、又は、上記3に掲げる者の親族の方

親族とは、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの方以外の配偶者の父母及び子をいいます。

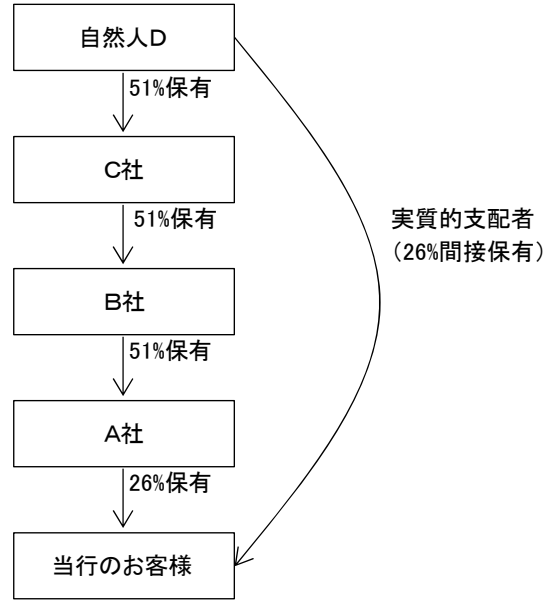
※重要な公的地位の者の祖父母や孫はPEPsに該当しません。



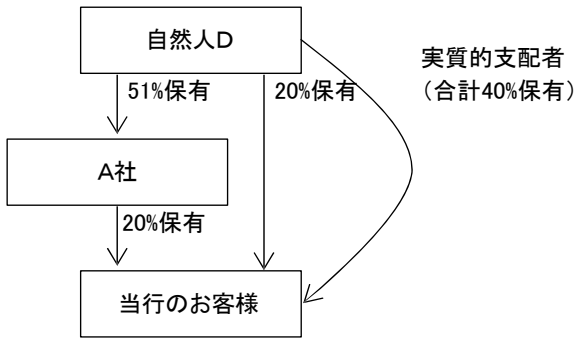
【実質的支配者の考え方】



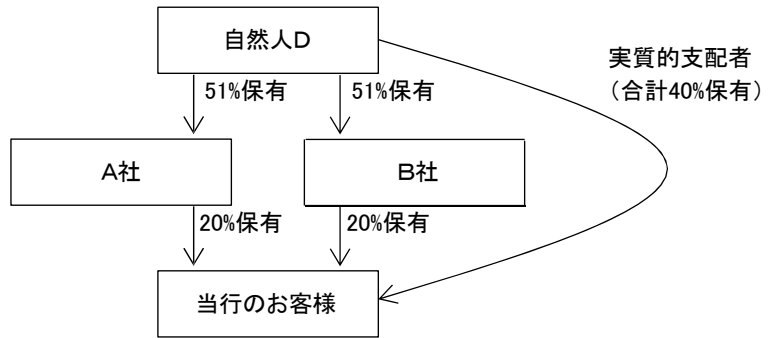
※50%超の議決権を保有している場合(図では自然人DはA社の51%の議決権保有)、保有先の議決権を保有しているものとみなされます。



※間接保有の階層に上限はありません。



※直接保有の議決権と間接保有の議決権は合算されます。



※間接保有の議決権も合算されます。